

グリーンボランティア「いこま宝の里」運用規程

グリーンボランティア「いこま宝の里」規約を遵守し当会の運営を円滑にするため以下の通り運用規程を定める。

第1条（活動の概要）

1. <活動基本方針>

- (1) 効率よりも安全を優先する。“ゆとりと緊張”
- (2) 樹林内の生物生態系を崩すような行為はしない。
“希少種を持ち出さない、外来種を持ち込まない”
- (3) むやみに動力機械に頼らず、できる限り手鋸・鎌で仕事する。
- (4) 里山の豊かな自然環境を次世代につなぐための環境教育を推進する。

2. <樹林整備活動対象地域>

イモ山公園内樹林や小・中学校林等の生駒市管理の樹林・緑地、その他樹林地バンク制度に登録された街中の私有林等。

3. <樹林整備活動の内容>

低木の剪定、枝打ち、密集した樹木の除伐・間伐、風倒・枯損木の整理、下草刈、植林、山道・遊歩道の整備や補修など、年間作業日程に従って実施する。

4. <その他の活動内容>

市民・子供たちとの交流会、親睦会、自然観察会などの開催。自然観察、樹木調査、樹名板・案内板設置、木工クラフト・竹細工など、年間計画に従って実施する。

第2条（作業班長の指名）

会長はリーダー養成のため、作業班長を指名する。顧問やアドバイザーは作業班長のサポートをする。

第3条（作業心得）

1. <樹林整備活動の服装・道具類>

- (1) 服装の基本は夏でも長袖、長ズボン（色は白い方が蜂除けになる）厚底の靴またはスニーカー、ヘルメットと皮製手袋を着用する。会員は必ず名札を着用する。
- (2) 道具は鎌、剪定鋏、鋸、ナタ、スコップ、カケヤ、ロープ、刈払機、チェーンソーなどを使用する。動力機械を使用する場合は、自分及び周囲の安全にも配慮する。

- (3) 手入れが必要な刃物や腰にさげて携帯する小道具類はヘルメットと同様に個人で所有する。但し、本会役員会で定めた道具については会で一括購入し、希望者に貸与する。

2. <作業手順ほか>

- (1) 作業当日は現場にて全員で作業前と作業後のミーティングを行う。
- (2) 作業班長は作業前ミーティングにおいて、伐採樹種や作業方法、範囲、班割り、使用道具、その他注意事項を全員に知らせる。会員は不明な点の質問をして、指示を超えた作業はしない。
- (3) 作業後ミーティングは作業進捗状況の確認、“ヒヤリ！ハット！”事例紹介、次回への課題、会からの連絡など会員相互間の連絡に活用する。同時にその日使った道具の手入れを行う。

3. <作業開始,終了>

- (1) 作業班長は作業開始後、休息（原則 30 分毎）、昼食、終了の合図を笛などで確実に全員に知らせる。なお、休息は個人の体力差もあり各自が適宜とり、ペースを守り無理はしない。
- (2) 作業計画を明確にし、定時までにはすべての作業を終了する。

4. <怪我の防止策と応急手当>

- (1) 作業前、全員で準備運動を行い作業中は、作業班長の注意事項を守る。鎌やナタは使用後頻りにケース（鞘）に収めることを心掛け、安易に扱わない。また自分同様、周囲の作業員にも注意を払うこと。
- (2) 刈払機使用中は半径 5m 以内に他の者は近づかない。チェーンソーは伐採木高さの 1.5 倍（H=5m の木は 7.5m）が危険半径となるのでこの距離からはなれる。（各種動力機械の使用者は必要に応じて講習会修了者を会長が指名する）
- (3) 各種動力機械使用講習会終了者がいつでも各種動力機械を使用できるよう定例活動中に安全な場所で玉切り等の訓練をする機会をつくる。
- (4) 事故発生の場合、至急作業班長および役員に知らせ全員で対処する。
（ハチ刺されやへびなどにかまれた場合、応急処置をして病院に運ぶ）
救急箱（薬品）を常備して作業現場近くに携帯して置く。
- (5) 作業当日は指導者の指示に従うこと。怪我をしないよう、まわりにも注意をする。
- (6) 作業地付近で一般通行人がある場合は、声をかけて、同行し安全に誘導する。

第4条（作業中止・決行）

1. 作業日の朝、NHK テレビ 7 時前の天気予報で奈良県北部の降水確率 50% 以上の場合は作業を中止する。
2. 当日の判断ができない時は作業班長または会長へ電話で確認する。

第5条（定例会開催ほか）

1. 定例会開催・・・毎月第2土曜日、午前9時30分、エコパーク研修室集合
作業時間：午前10時～午後3時（予定）
作業内容は月初にメールまたはFAXで案内する。
2. 臨時例会開催・・・その都度事前にメールまたはFAXで案内する。

第6条（事務局所在地）

事務局は下記に置く。

〒630-0136 生駒市白庭台5-2-9 磯貝方

TEL・FAX 0743-79-5193

第7条（その他）

本規程に定めなき事項は、本則に準じて決定する。

本規程は平成21年4月18日より施行する。

本規定は平成25年4月13日より一部改定する。

本規定は平成27年4月5日より一部改定する。

以上